

**二 酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金**  
**(地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業)**  
**公募要領**

平成29年4月  
一般財団法人環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業）の交付決定を受け、地方公共団体やコミュニティ放送局、ケーブルテレビ局を運営する民間企業及び一部事務組合等が、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）を踏まえた普及啓発活動を通年に亘り展開することにより、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組の推進や住民の意識改革、さらには自発的な取り組みの拡大・定着を図ることを目的に実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業）交付規程（案）（以下「交付規程（案）」という。）に従って手続等を行っていただくこととなります。

## 補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金を財源としておりまますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 1 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を納付していただくことになります。
- 2 機構から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 5 申請者が地方公共団体以外の者である場合は、補助金の応募は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。
- 6 申請者が地方公共団体以外の者である場合は、別紙に示す本補助金における利益等排除についてを順守して下さい。

## 目 次

	頁
1. 事業の目的と補助事業の内容について	1
(1) 事業の目的	1
(2) 補助事業の内容	1
(3) 補助金の応募申請者	1
(4) 補助対象経費	1
(5) 補助金の交付額	2
(6) 補助事業の実施期限	2
2. 応募手続について	3
(1) 応募書類	3
(2) 受付期間	3
(3) 提出部数	3
(4) 提出先	3
(5) 事業説明会の開催	4
(6) 問い合わせ先	4
3. 補助金の交付方法等について	5
(1) 補助事業者の選定方法	5
(2) 審査方法	5
(3) 審査結果の通知	6
(4) 交付申請	6
(5) 交付決定	6
(6) 補助事業の開始	6
(7) 補助事業の計画変更	6
(8) 実績報告、書類審査	7
(9) 補助金の支払い	7
(10) 不正に対する交付決定の取消し等	7
4. 留意事項等について	8
別表第1 対象とする間接補助事業の内容	9
別表第2－1、2－2 補助対象経費の内容補助対象経費	10-11
別表第3 交付額の算定方法	12

### 【様式】

- |              |               |
|--------------|---------------|
| (様式1－1、1－2)  | 応募申請書         |
| (〃別紙1－1、1－2) | 実施計画書         |
| (〃別紙2－1、2－2) | 経費内訳          |
| (〃別紙3)       | 暴力団排除に関する誓約事項 |

## **1. 事業の目的と補助事業の内容について**

### **(1) 事業の目的**

本事業は、日本の約束草案に掲げられた2030年度の温室効果ガス排出削減目標を踏まえ、地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な取組を促すため、地方公共団体やコミュニティ放送局、ケーブルテレビ局を運営する民間企業及び一部事務組合等の地域密着型の放送メディアが、地域の住民や各種団体と連携して、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）を踏まえた普及啓発活動を通年に亘り展開することにより、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組の推進や住民の意識改革、さらには自発的な取り組みの拡大・定着を図り、もって地球環境保全につなげることを目的としています。

### **(2) 補助事業の内容**

補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）内容は、地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長や特別区長（以下「市町村長等」という。）及びコミュニティ放送事業者・ケーブルテレビ事業者が先頭に立ち、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を踏まえた普及啓発を通年（事業の実施期間）にわたり継続的に実施する事業を対象とします。（別表第1）

### **(3) 補助金の応募申請者**

補助金の応募を申請できる者は、下記のとおりとします。

#### **1) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業**

- ア 人口20万人以上の市区町村
- イ 人口20万人未満の市区町村

#### **2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業**

次の各号を運営する民間企業及び一部事務組合等

- ア コミュニティ局（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）別表第5号の第8放送対象地域による基幹放送の区分（4））

- イ ケーブルテレビ局（地方公共団体の出資割合が20%以上またはそれと同等とみなせるものに限る）

### **(4) 補助対象経費**

事業に要する経費は、別表第2—1並びに別表2—2に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

**(5) 補助金の交付額（別表第3参照）**

- 1) 地方公共団体と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業
  - ア 人口20万人以上の市区町村の場合、定額（1,000万円を上限とする。）
  - イ 人口20万人未満の市区町村の場合、定額（500万円を上限とする。）
- 2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業
  - ア 定額（500万円を上限とする。）

**(6) 補助事業の実施期限**

補助事業の実施期限は、平成30年2月末日までとします。

※当該事業に係る全ての支払を2月末日までに完了している必要があります。

## 2. 応募手続について

### (1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

#### ① 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| ア 応募申請書              | (様式1-1)  |
| イ 実施計画書              | (〃別紙1-1) |
| ウ 経費内訳               | (〃別紙2-1) |
| エ 「COOL CHOICE」賛同証明書 |          |
| オ その他事業内容に必要な補足資料    |          |

※ 上記ア～ウは、機構のホームページからダウンロードして作成願います。

※ 上記エは、別添「COOL CHOICE賛同証明書の発行について」を参考にしてください。

#### ② 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| ア 応募申請書              | (様式1-2)  |
| イ 実施計画書              | (〃別紙1-2) |
| ウ 経費内訳               | (〃別紙2-2) |
| エ 「COOL CHOICE」賛同証明書 |          |
| オ 定款または法人登記簿         |          |
| カ 決算報告書              |          |
| キ 会社概要パンフレット等        |          |
| ク その他事業内容に必要な補足資料    |          |

※ 上記ア～ウは、機構のホームページからダウンロードして作成願います。

※ 上記エは、別添「COOL CHOICE賛同証明書の発行について」を参考にしてください。

### (2) 受付期間

平成29年4月13日（木）から5月8日（月）17時締切《厳守》

### (3) 提出部数

(1) の①のアからウ並びに②のアからウは、書類（紙）を2部（正本1部、コピー1部）と当該書類の電子データを保存した電子媒体（DVD等）1部を、その他については書類（紙）を1部を提出してください（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。）。

また、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

### (4) 提出先

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町38 烏本鋼業ビル3階 審議役付 宛

※宛名面に「地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業関係書類」と記入下さい。

TEL : 03-5209-7104 FAX : 03-5209-7105

#### (5) 事業説明会の開催

補助金に係る事業説明会（個別説明会）を平成29年4月13日（木）～4月21日（金）の間、当機構で開催を予定しております。

説明会に関する詳しい内容及び参加申し込み等につきましては、機構のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.eic.or.jp/eic/topics/2017/0413\\_co.html](http://www.eic.or.jp/eic/topics/2017/0413_co.html)

#### (6) 問い合わせ先

公募への応募等に関して質問等ある場合は、件名を「地域と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業に関する問い合わせ（自治体名／団体（企業）名）」とし、以下のアドレスまで電子メールで送ってください。電子メール以外での問い合わせはできませんので注意してください。

問合せ可能期間：平成29年4月13日（木）から4月26日（水）

メールアドレス：[jigyo-co2@jigyo.eic.or.jp](mailto:jigyo-co2@jigyo.eic.or.jp)

### 3. 補助金の交付方法等について

#### (1) 補助事業者の選定方法

広く公募を行い、選定します。

#### (2) 審査方法

応募者より提出された実施計画書等をもとに、書類審査と外部有識者等からなる審査委員会による審査を経て、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。

審査基準は審査委員会にて決定されますが、以下の「審査ポイント」に示す項目が重要です。

##### ① 書類審査

###### 【審査のポイント】

応募書類をもとに以下のポイントで事前審査を行い、すべてを満たしている事業について本審査を行います。

- ・ 必要な応募書類が揃っていること。
- ・ 応募書類に審査に必要な事項が記載されていること。

##### ② 審査委員会による審査

###### 【審査のポイント】

###### 1) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業

- ア. 地球温暖化対策のための 国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）の趣旨を踏まえた通年に亘る普及啓発活動であること。
- イ. 市町村長等が、取組の宣言（報道機関、HP 上での発信など）等を通じ、地域の地球温暖化対策・施策としての位置づけを明確すること。
- ウ. 地域の各種団体と連携した事業であること。
- エ. 取組のテーマが明確であり、地域の住民や企業・団体等に自発的かつ持続的な取り組みを促すに効果的な事業内容であること。
- オ. 事業経費の精算に係る計画が妥当であること。
- カ. 事業の実施スケジュールが妥当であること。

###### 2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

- ア. 地球温暖化対策のための 国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）の認知度及び関心度の向上を図るための通年に亘るコミュニティ放送局、ケーブルテレビ放送局による普及啓発事業であること。
- イ. 地域の地方公共団体と連携した情報やコンテンツの発信事業であること。
- ウ. 地域の住民や企業・団体等の意識向上や取組を促す目的とシナリオが明確な事業内容であること。
- エ. 制作する情報発信コンテンツ等が住民に関心をもってもらう工夫がなされていること。
- オ. 最大限効果を發揮するよう、情報発信等が日常的かつ継続的に通年にわたり行われていること。

こと。

カ. 事業効果の検証について、その内容や方法、頻度等が明確に示されていること。

キ. 実施スケジュールが事業内容に沿っており、実施可能なこと。

ク. 情報発信並びにコンテンツ制作等に必要な経費が妥当なこと。

### (3) 審査結果の通知

結果は、平成29年5月下旬頃を予定しています。結果は全ての応募申請者に対して通知します。

### (4) 交付申請

採択の通知を受け選定された補助事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程（案）を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、1.

（6）の実施期限までに行われる事業で、かつ当該期間中に支払いが完了するものとします。

### (5) 交付決定

機構は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

ア 申請に係る補助事業の実施計画が定まっており、1.（6）の実施期限までに確実に行われる見込みであること。

イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。

ウ 申請書の記載事項が採択された事業内容と合致していること。

エ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

### (6) 補助事業の開始

補助事業者は、機構からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっての原則は、以下のとおりです。

ア 契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること。

イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって契約の相手方を決定すること。

ウ 1.（6）の実施期限内に行われた委託等に対して当該期間中に对価の支払い及び精算が行われること（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に支払に関する証拠書類を機構に提出することとする。）。

### (7) 補助事業の計画変更

補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、必要に応じて計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければなりません。当該承認に際しては、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することがあります。

なお、計画変更申請が必要となる場合は以下のとおりです。

補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ・補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
- ・事業効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

#### (8) 実績報告、書類審査

当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業に関する実績報告書として、完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに機構に提出いただきます。

機構は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

#### (9) 補助金の支払い

補助事業者には、機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただきます。その後、機構から補助金を支払うこととなります。交付決定額以上の経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた分の経費をお支払いすることはできませんので注意してください。

#### (10) 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

## **4. 留意事項等について**

(1) 補助金の執行に当たっては、法律及び交付規程（案）等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）のほか、機構が別途作成する交付規程（案）等の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、是正指示に従わない場合には、交付規程（案）に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがあります。

(2) 原則として補助金で財産（物品等）を取得することはできません。

(3) 自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。

補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象者自身の利益が含まれることは、補助金の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(4) 補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(5) 上記の他、必要な事項は交付規程（案）等に定めていますので、これを参照してください。

(6) 事業実施に当たっては、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）に賛同していただき、イベントや PR 活動等普及啓発活動の場において、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）への賛同を呼び掛け、賛同数の報告などにもご協力いただくこととなります。

別表第1

対象とする間接補助事業の内容
(1) クールビズ実施の推進（冷房時の室温 28°Cなど） (2) ウォームビズ実施の推進（暖房時の室温 20°Cなど） (3) 省エネ機器の貢換促進（LED他、省エネ機器への貢換促進） (4) 照明の効率的な利用促進（照度調整、電灯の間引き・ライトダウンなど） (5) エコドライブの推進 (6) カーシェアリングの利用促進 (7) 公共交通機関の利用促進 (8) エコカーの普及促進 (9) 省エネ住宅の普及促進 (10) 低炭素物流の普及促進（宅配便再配達防止の普及促進など） (11) シェアリングエコノミーの普及促進（バイクシェア、コミュニティサイクルなど）

別表2－1 補助対象経費の内容(地方公共団体と連携したCO<sub>2</sub>排出削減促進事業)

1 費目	2 細分	3 内容
人件費	人件費	補助事業等に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当をいう。
業務費	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費	事業を行うために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金をいう。
	旅費	事業を行うために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	雑役務費	事業を行うために必要となる請負業務等の経費をいう。
	使用料及び 賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用（借料）をいい、目的、回数及び金額でわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表2－2 補助対象経費の内容(地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業)

1 費目	2 細分	3 内容
人件費	人件費	補助事業等に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当をいう。
業務費	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費	事業を行うために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金をいう。
	旅費	事業を行うために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	制作費	事業を行うために必要なコンテンツ等の制作に係る経費をいう。
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	雑役務費	事業を行うために必要となる請負業務等の経費をいう。
	使用料及び 賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用（借料）をいい、目的、回数及び金額でわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第3

交付額の算定方法
<p>1 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>2 別表第2に掲げる補助対象経費と機構が必要と認める額（基準額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>3 1により算出された額と2により算出された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出をされた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

### 別紙3

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間内及び完了後においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

#### 記

- 1 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。